

静労発基 1209 第 4 号
令和 6 年 12 月 9 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



令和 6 年度化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼について

化学物質による労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、主唱しております。「令和 6 年度化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和 7 年 2 月 1 日から 2 月 28 日までを化学物質管理強調月間として、

「 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう 」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この強調月間の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

「令和 6 年度化学物質管理強調月間実施要綱」は、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに「化学物質の自律的な管理に関する自主点検表」とともに掲載しております。

静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi

